



～ 巻頭言 ～

補助金と税理士業務

近年、政府は企業活動の支援として色々な補助金制度を創設している。特に中小企業向けに乱発しているかのように見える。業種別、産業別を問わず経産省、農水省、財務省等々から補助金や減税が

発出されている。多くの企業は、税理士を「税務申告の代理人」「税務調査の立会人」としてだけしか活用していない。当事務所は他に計数管理として管理会計で経営者の経営判断材料を提供し、キャッシュフロー含めた利益計画を提供してきている。補助金についても「認定革新等支援機関」の事務所でなければ補助金の手続きができないものもある。当事務所は認定機関であるが、補助金コンサルタントではない。補助金を受けるにはそれ相当の要件がある。その高いハードルを越えて補助金が貰えるのである。認定革新支援機関としての税理士は依頼があれば当然に全力を尽くしてお手伝いしていく。しかし業種、業態ごとに細かく補助金が創設されている現状では、こちらから顧問先に提案できるスキルに限界がある。企業は自ら補助金の情報を収集して相談してもらいたい。また、現在では補助金コンサルタントなる者もあり（高い手数料らしい）その活用も一考かと思う。

中小企業を対象とした補助金を羅列すると「大規模成長投資補助金（上限 50 億円）」「省力化投資補助金」「成長加速化補助金」「新事業進出補助金」「経営改善計画補助金」「早期経営改善計画」「事業承継税制による相続税、贈与税負担の軽減」と、思い浮かべただけでもこれだけ出てくる。このうち廃止や要件変更があったりしていると思います。新設の補助金制度も創設されているかもしれません。特に経営者の皆様は、経産省、農水省等の関連省庁ホームページに記載されている補助金制度を注視してください。この問題は国レベルだけでなく、地方自治体レベルでもあるかもしれません。税制も毎年小手先の改正で複雑になりコンピュータを駆使しなければ正しい申告書が出来なくなっています。デジタル化で世の中が複雑になり、戦争で色々な物や流通経路に支障が生じる中で、国家として配る政策、補助金政策が一番楽なのかもしれません。財政が悪化し円安に進み、物価が上がる状況を見ていると日本と言う国が、知らず知らずのうちに二流国家から三流国家に墜落しているのではないかと思いますこの頃です。皆さんはいかがでしょう。

今回はこれら「年収の壁」について、対象者別、項目別に給与収入を中心に整理・解説します。

(税金の壁)

- ①給与年収 178 万円で所得税がかかり始めます。(令和 8・9 年分)
②給与年収約 119 万円(※ 札幌市の場合)で住民税がかかり始めます。(令和 9・10 年度分)
③学生の場合、給与年収 163 万円を超えると勤労学生控除は受けられません。(令和 8・9 年分)

③週 20 時間以上の勤務で社会保険料がかかり始めます。(従業員数 51 人以上の企業に勤務の場合(学生は除く)。ただし、従業員数基準は段階的に縮小し将来的には撤廃、全員加入に。)

④給与年収約 130 万円(大学生年代は 150 万円)で社会保険の被扶養者から外れ、国民健康保険・国民年金への加入が必要です。(③に該当する人を除きます。)

※ 所得者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合、控除額は0円となります。

①給与年収 136 万円を超えると扶養控除やひとり親の場合のひとり親控除が受けられなくなります。(令和 8 年・9 年分)

②大学生年代の特定親族の給与年収が 159 万円を超えると特別親族特別控除の満額控除不可となります。(段階的に控除額が縮小し、197 万円超でゼロに。)(令和 8 年・9 年分)

主な年収の壁早見表

対象者・区分	年収の壁	何が変わるか
本人	178 万円	所得税がかかる
本人	約 119 万円(※ 札幌市の場合)	住民税がかかる
配偶者・扶養親族	136 万円	税法上の扶養判定
配偶者	169 万円	配偶者特別控除（満額適用の上限）
社会保険	勤務条件（週 20 時間以上等）	勤務先の社会保険加入
社会保険（扶養）	約 130 万円	被扶養者から外れる目安



< 文責：蜂矢 >

大企業のシステム障害は「他人事」ではない



ニチレイやサントリーなどの大手企業でシステム障害が発生し、受発注や物流、商品の供給に影響が及びました。高度なITシステムを備えた企業であっても、ひとたびシステムが停止すると事業活動が大きく揺らぐことを改めて示した出来事でした。

「大企業だからニュースになるのであって、うちは関係ない」と考える中小・零細企業も少なくありません。しかし実際には、企業規模が小さいほど、システム停止による影響は深刻になる場合があります。担当者が一人しかおらず、代替手段も整備されていないケースでは、受注や請求、給与計算、会計処理まで止まってしまう恐れがあります。

近年はクラウド会計やネットバンキング、電子請求書など、便利なデジタルサービスの利用が急速に広がりました。一方で、インターネット障害やサイバー攻撃、機器の故障などにより、「使えない日」が発生する可能性はゼロではありません。便利さと引き換えに、事業継続のリスクも高まっていることを認識する必要があります。

今、中小企業に求められるのは、高額なシステム投資ではなく、「止まった時にどうするか」を事前に考えておくことです。例えば、重要なデータの定期的なバックアップ、複数の担当者が業務を引き継げる体制づくり、紙による最低限の受発注・売上管理の手順を残しておくことなどは、比較的低コストで実践できます。また、パソコンやネットワーク機器の更新時期を把握し、OSやソフトウェアを常に最新の状態に保つことも、障害やサイバー攻撃への有効な備えとなります。さらに、災害やシステム障害が発生した際の対応手順をまとめた「事業継続計画（BCP）」を簡単な形で作成しておくことで、いざという時の混乱を大きく減らすことができます。

企業経営では、「起きないこと」を前提にするのではなく、「いつか起きるかもしれない」と考えて備える姿勢が重要です。今回の大企業のシステム障害は、中小企業にとっても決して他人事ではありません。この機会に、自社の業務がどこで止まり、どのような対策が必要かを一度点検してみてはいかがでしょうか。日頃の小さな備えが、会社とお客様の信頼を守る大きな力となります。



<文責：小野>

〇〇経営環境を振り返って〇〇

私が大学に入学した1973年ころ、第一次石油危機と言われたOPEC石油輸出機構による原油価格の引き上げで、不況と物価上昇が同時に進行するスタグフレーションが発生しました。卒業後、運よく弊社に入社できましたが、間もなく1979年には第二次石油危機、その後円高不況となりました。すなわち、戦後の高度経済成長がストップしたわけです。

1987年から平成景気（バブル景気）が5～6年続きましたが、この間、1989年4月に初めて消費税が導入されました。1990年代初めから急速な平成不況へ突入し、失われた10年と呼ばれる不況期を過ごしました。（失われた30年とも言われております）

この深刻な不況の中、日本経済は不況とデフレが悪循環するデフレスパイラルの状態となって、当時、北海道拓殖銀行や大手証券会社などが相次いで倒産しました。

その後、1999年には日本銀行のゼロ金利政策が始まり、政治的には規制緩和や郵政民営化も進みましたが、2008年にはアメリカ投資銀行が経営破綻、このリーマン・ショックから金融危機が始まり、株価や債券価格が暴落して、多くの金融機関が損失を被っております。

2011年3月に東日本大震災が起こって、再び日本経済は大きな被害と痛手を受けました。

2016年には日本銀行によるマイナス金利政策導入、さらに3年後2019年には消費税率が10%に引き上げられました。翌年2020年に新型コロナ特措法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、世界中が大混乱となりました。ようやく2023年新型コロナの位置づけが5類感染症へ移行となり、いまは沈静化しております。

2024年3月に日本銀行がマイナス金利政策を解除したあたりから、少しずつ景気回復の兆しが見え始め、現在に至っております。

このように「経営環境の変化」は繰り返されますが、今後も関与先の皆様のお役に立てるよう一層努めてまいります。



<文責：富塚>

税務・労務カレンダー

★ 申告期限・納期限など★

9月10日まで・8月支払分
源泉所得税の納付

30日まで・7月末決算法人分
法人税確定申告書の
提出・納付

・1月末決算法人分
法人税中間(予定)
申告書の提出・納付

10月13日まで・9月支払分
源泉所得税の納付

11月2日まで・8月末決算法人分
法人税確定申告書の
提出・納付

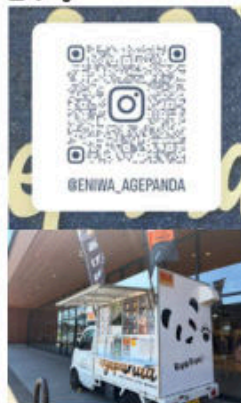
・2月末決算法人分
法人税中間(予定)
申告書の提出・納付
・労働保険料の納付
(第2期分)

※ 注意

源泉所得税は預り税金の為
納付が1日でも遅れると
加算税が徴収されますので
ご注意ください。

合同会社 POWWOW

私たちは江別市を拠点とするあげぱん専門店です。5年前にキッチンカーからスタートし、「あげぱんのイメージを変えたい」という想いを胸に、一つひとつの商品づくりにこだわってきました。パンはもちろん、揚げ油や砂糖まで厳選し、外はサクッと、中はふんわりとした食感を追求しています。現在は実店舗に加え、2台のキッチンカーで北海道各地へおいしいあげぱんをお届けしています。「また食べたい」と思っただけの一品と、笑顔あふれるひとときをお届けできるよう、これからも心を込めて作り続けてまいります。ぜひ一度、こだわりのあげぱんをご賞味ください。



合同会社 POWWOW

〒 069-0832

江別市西野幌 127 番地の 2

TEL 090-9434-3437

頭の体操 心の体操



仲間はずれはどれでしょう？

鯖 薔薇 金 梓
皿 土器 海 軍

ヒント：2回続けて！

前回の答え：「分」

それぞれの漢字にイロハニを
加えると別の漢字になる

発行元

池戸経営会計グループ



税理士法人ジャパントックス申告会
(株)戦略会計ネットワーク
社会保険労務士法人 労務事務センター
法規・行政事務センター

〒 001-0038 札幌市北区北38条西4丁目1番1号 IMAC3ビル
TEL (011) 716-2307 FAX (011) 716-7856

E-mail
HOME・PAGE

✉ i.nac00@ketokaikei.net
🌐 https://i.ketokaikei.jp